

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成二十一年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道事業沼田川流域下水道

二 施行者の名称

広島県（東部建設事務所三原支所）

三 事務所の所在地

三原市円一町二丁目四―一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

平成三年建設省告示第九九十七号、平成六年建設省告示第二十二号、平成七年建設省告示第千四百五十四号、平成九年建設省告示第二千二百二号、平成十二年建設省告示第千三百五十七号、平成十三年中国地方整備局告示第八十九号、平成十八年中国地方整備局告示第十号及び平成十九年中国地方整備局告示第七十号の事業地の内、三原市本郷南三丁目、本郷南四丁目、本郷南五丁目及び本郷南六丁目の一部を追加し、三原市本郷町本郷を削除する。